

3 札幌市歯科口腔保健推進会議設置要綱

札幌市歯科口腔保健推進会議要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、札幌市歯科口腔保健推進会議規則(令和4年札幌市規則第39号)第7条の規定に基づき、札幌市歯科口腔保健推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条

推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 札幌市歯科口腔保健推進条例(令和4年条例第29号)第10条の規定に基づき定める札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ 8020 推進プラン」(以下「計画」という。)の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の普及啓発に関すること。
- (3) その他札幌市の歯科口腔保健の推進のための施策に関すること。

(委員等)

第3条

推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療及び歯科口腔医療関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 介護、障害、認知症支援関係団体の代表者
- (5) 栄養士関係団体の代表者
- (6) その他計画の策定、推進に必要と認める者

(部会)

第4条

この要綱に定める他、札幌市歯科口腔保健推進条例第12条第8項の規定に基づき設置する部会に関し必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第5条

協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。

附則 この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

4 札幌市歯科保健推進会議委員名簿（50音順）

所 属	役 職	氏名 (敬称略)	
札幌市医師会	地域保健部長	上埜 博史	
札幌認知症の人と家族の会	会長	大野 孝	
札幌歯科技工士会	会長	小野寺 秀樹	
札幌市PTA協議会	監事	小戸田 友香	
札幌市知的障がい者福祉協会	北の沢デイセンター施設長	木間 洋文	
札幌歯科医師会	副会長	高橋 修史	○
札幌市小学校長会	札幌市立美香保小学校校長	高屋敷 優	
北海道栄養士会	副会長	手嶋 哲子	
札幌歯科医師会	理事	當山 悟	
札幌市介護支援専門員連絡協議会	会長	長崎 亮一	
札幌市医師会	理事	橋本 茂樹	
北海道口腔保健学会	幹事	福田 敦史	
北海道自閉症協会札幌分会 (札幌ポプラ会)	会長	松岡 円	
北海道医療大学	歯学部保健衛生学分野教授	三浦 宏子	◎
北海道歯科衛生士会	監事	武藤 智美	
北海道大学大学院歯学研究院	口腔機能学分野小児・障害者 歯科学教室教授	八若 保孝	
北海道大学大学院歯学研究院	口腔健康科学分野高齢者歯科 学教室准教授	渡邊 裕	

委員長◎ 副委員長○ 2023年7月28日 札幌市医師会委員交代(橋本委員→上埜委員)